(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市が発注する工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者(以下「元請業者」という。)が、地域建設業経営強化融資制度(「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年国総建第197号・国総建整第154号)以下「本制度」という。)を利用する場合に、瀬戸市工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)第5条第1項ただし書きに基づき工事請負代金債権(以下「債権」という。)の譲渡を承諾する事務の取扱い等について定めるものとする。

(債権を譲渡することができる者)

第2条 債権を譲渡することができる者(以下「債権譲渡人」という。)は、原則として、資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の元請業者とする。

(債権を譲り受けることができる者)

第3条 債権を譲り受けることができる者(以下「債権譲受人」という。)は、事業 協同組合(事業協同組合連合会等を含む。)、民法上の公益法人である建設業者団 体又は一般財団法人建設業振興基金が適当と認める民間事業者とする。

(対象工事)

- 第4条 本制度は、第6条に定める債権譲渡承諾の依頼時において、出来高が工事 全体の2分の1以上に到達したと認められる工事を対象とする。ただし、次の各 号に掲げる工事は除くものとする。
  - (1) 瀬戸市低入札価格調査等実施要領7条に定める調査を受けた者が落札者となった工事
  - (2) 履行保証を付した工事のうち、本市が役務的保証を必要とする工事
  - (3) その他債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由があると認められる工事
  - (4) 債務負担行為等により工期が複数年にわたる工事で、当該年度が最終年度でない工事

(譲渡できる債権の範囲)

第5条 譲渡できる債権の範囲は、当該工事が完成した場合においては、契約約款 第33条の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額か ら前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する本市の請 求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該契約が解除された場合は、 契約約款第46条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分の相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 契約変更により当該工事請負契約代金額に増減が生じたときの第1項に定める 工事請負金額は、変更後のものとする。
- 3 当該工事請負契約に変更が生じた場合、債権譲渡人は、遅滞なく変更後の契約 書の写しをもって債権譲受人に通知しなければならない。

(債権譲渡承諾の依頼)

- 第6条 債権譲渡承諾の依頼をする場合、債権譲渡人及び債権譲受人は、共同して 次の各号に掲げる書類を市長へ提出するものとする。
  - (1) 債権譲渡承諾依頼書・債権譲渡承諾書(様式第1) 3部
  - (2) 債権譲渡先との間で締結した本市の承諾を得ることを停止条件とした債権譲渡契約証書(様式第2)の写し 1部
  - (3) 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書(発行日から3か月以内) 各1部
  - (4) 工事履行報告書(様式第3) 1部
  - (5) 保証人等の承諾書(債権譲渡について、本市以外で保証人等の承諾が必要とされている場合に限る。)の写し 1部

(債権譲渡の承諾等)

- 第7条 契約担当者は、第5条第1項の依頼を受けたときは、その内容を審査し、 速やかに債権譲渡の承諾又は不承諾を決定し、債権譲渡依頼書・債権譲渡承諾書 (様式第1)又は債権譲渡不承諾通知書(様式第5)を通知しなければならない。 (出来高確認)
- 第8条 前条の承諾に係る出来高の確認は、工事履行報告書の内容をもって足りるものとする。
- 2 本制度の利用に係る債権譲渡や融資に際し、当該債権の担保価値の査定等で出 来高確認が必要となる場合は、債権譲渡人等が自らの責任において行うものとす る。

(支払請求)

第9条 債権譲受人が当該債権の支払請求をするときは、請求書に債権譲渡承諾依頼書・債権譲渡承諾書(様式第1)の写し及び債権譲渡契約証書(様式第2)の写しならびに債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書(発行日から3か月以内)

をそれぞれ添付するものとする。

(その他)

- 第10条 債権譲渡を承諾した後は、当該工事に係る部分払いの請求はできないも のとする。
- 2 市長及び契約担当者は、債権譲渡承諾の依頼をしたことをもって、当該債権譲渡人の経営状況が不安定であるとみなし、又は入札・契約手続きにおいて不利益な扱いをしてはならない。
- 3 この要綱に定めるもののほか、本制度の取扱いについて必要な事項は、別に定 めるものとする。

附則

(施行期日)

- この要領は、平成22年12月1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。